

司法輕視の政治の傲り

木野工

昨年の総選挙がすんだ直後に千葉県で『選挙無効』の訴えが起きた。次いで、年が明けると十三日に神奈川県からも同じ訴えが続き、翌十四日には、一票の格差は正に異常な情熱を燃やしている、ある弁護士が音頭取りで、格差の激しい二十二選挙区、百二十人の有権者が連携をとって、それぞ

れの各都道府県選挙管理委員会を相手取って、第三十七回総選挙での各選挙区の選挙無効を求める訴えを起した。続々、という感じで、憲法無視は怪しからんと怒りの訴えを起したわけである。

訴えは、一票の格差はすでに違憲状態という最高裁の判断が示され、その状態のまま総選挙が行われたのだから、当然その問題を基盤に置いている。訴え出た人の属する選挙区での選挙は無効であると主張し

てはいるが、それは訴訟の法的な規制の上からそうなっているので、要するにあの総選挙自体が無効だと主張することの間に距離はない。

一括提訴を含め、問題は東京、広島、大阪、札幌、千葉、神奈川の各高裁で裁かれる。現行の定数配分では、前回の総選挙時すでに一对三・九四という格差がついていた状態に最高裁大法廷が違憲状態とする判断を示しているのだから、さらにそれを上回っていたことの明らか第三十七回総選挙が違憲状態と判断されることは疑う余地がない。ただ、すでに行われ、その結果によって現実の政治が動いているという既成事実を、ゼロの状態にもどすことは不可能だから、改めて嚴重な定数は正への勧告を判決文の中に含ませることになる。

国会内には確かに定数は正への動きはある。新自由クラブとの政策協定の中にも定数の見直し検討が入っている。民間からも、冷静な機械的計算による新定数が各政党に献策されている。これによると、格差は最大、最小の比率が二倍以内になり、総数の五百十一名という枠内にとどまっているので、一見極めて理想的である。ただし、北海道一区、東京七区など『定数九』の選挙区がいくつか出現し、八人から五人くらいの区もかなり出来るのに対し、農漁村など過疎地の多い全国大部分の選挙区は、定数四人または三人から、ほとんどが『定数一』になってしまふ。実質的には『小選挙区制』選挙区がほとんどになり、そういう選挙区で永い間、地盤を築いて来た現職議員にとっては死活の問題である。

有権者の数に合わせて議員定数を増加して行ければ問題はないが、実際問題として衆議院本会議場には、これ以上議席を増加させる余地は、いくばくも残されていない。いま総定数を増加させることだけは、何としても避けなければならぬ。しかし、定数は正の選挙法改正は国会の審議を経て承認を経なければならぬ。自分に不利な条件を百も承知の上で、公けの利益や憲法の規制を考えるのが本当の政治家だが、そういう政治家が衆院に五分の三、約三分の一もいると考えるほうが現代の常識外で、百五十人から二百人も代議士が与野党こぞって反対しているのに、すらりと通過するはずもない。

どういうところで大方の妥協を得て、国民は納得しなくとも、議員さんの大半が、やむを得まいとする案が出てくるか、これはなかなかの見ものである。とにかく、今は、有権者の少ない選挙区の定員を削り、過密選挙区に回すという方法以外には、小選挙区制一区・一人制を断行する他に道はないと思われる。私の個人的意見では、自民党はこの際、思い切って一人一区制の採

用に断乎踏み切るのではないかと思うが、これも言うほど簡単ではない。現職議員の事情を一切無視して、単純な機械的措置をとれば、理想に近い状態に近づき「違憲状態」を脱し得るのだが、そうは行かないところに、定数は正の難かしさがある。

要するに、やろうとしても、そう簡単にやれることではないが、総選挙前には、首相の口から『やる気は十分にある』しかし、『今は諸般の情勢から間に合わない』くらいの弁明はほしかった。国会の最終段階で参議院は選挙法改正を審議していたが、採決に当って『早急に定数は正にづとめる』意味の付帯決議をしている。衆議院は、直前に『違憲』の判決が出ているのに、この判決には一顧だに払わず、平気な顔で解散・総選挙に走ってしまった。司法当局は完全に面子をつぶされた。裁判所風情が何を言っとるか、定数を決めるのはわれわれ衆議院議員だ、という傲りがありありと伝わって来る。

政治が法律を、立法府が司法府を小馬鹿にして無視する態度をとることの弊は、田中角栄が居すわっていることの比ではない。

い。法無視の風潮が社会に拡がることこのわさは、社会の秩序が根底から覆されることわざである。

憲法は国家の基本法で、行政上の法律ではないから、罰則はない。しかし、憲法に違反した場合に備えて、関連する法律がちゃんと備えてある。仮に、司法当局が法律軽視の元凶として、総選挙の実施責任者を問い糾そうと決心したら、一体どうなるか。定数は正の責任は国会にある。施行の責任は自治省にある。発議の責任は国会と政府にある。最高裁大法院が『選挙無効』の判断を示し、それに基づいて国会と自治省が責任を問われたら、一体この国の法秩序どころか、政治はどうなってしまうだろうか。

総選挙前に、私は小さな雑誌に『首相、自治相の逮捕』という文章を書いた。総選挙後に『無効』の訴えが続出することも指摘した。多文に戯文調ではあったが、本心は大真面目だった。首相が総括責任を問われて有罪となる事態など考えられないというが、自治大臣は全国選挙管理委員会委員長として実施責任者でもあるから、共に責任者としての責は免れ得ない。司法よ怒れ。